

○経済産業省令第六十四号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十一月三十日
経済産業大臣 枝野 幸男

経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中、「第四条第八項」を、「第四条第九項」に改める。
第六条第一項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同条第二項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。
第七条第一項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同条第三項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。
第九条第一項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に、「かかわらず」を、「関わらず」に改め、同条第三項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。
第十一条第一項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同条第二項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改め、同条第三項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。

第十八条第一項中、「第四条第八項」を、「第四条第九項」に改め、同条第二項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に改め、同条第三項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。
第二十三条中、「その他」を、「そのほか」に、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に改める。
第三十二条第一項中、「第四条第八項」を、「第四条第九項」に改め、同条第二項中、「第四条第二項第四号」を、「第四条第二項第二号」に改め、同条第三項中、「第四条第九項」を、「第四条第十項」に改める。
附則
この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。
○環境省令第三十一号
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条の五第一項（第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十一月三十日
環境大臣 細野 豪志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の八第二号中、「第十条第一項」を、「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を、「事業契約」に改める。
第十二条の七の六第二号中、「第十条第一項」を、「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を、「事業契約」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十三年十一月三十日
人事院総裁 江利川 毅
人事院規則一―三九―三
おける人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中、「第四条第八項」を、「第四条第九項」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十三年十一月三十日
人事院総裁 江利川 毅
人事院規則九―四〇―四
人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。
第五条第二項第二号中、「職員」の下に、「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。」を加える。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四百九十四号
町を市とする処分
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定に基づき、愛知県長久手町を長久手市とする旨、愛知県知事から届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十四年一月四日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年十一月三十日
総務大臣 川端 達夫
○法務省告示第五百二十九号
戸籍法第十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。
この指定は、平成二十三年十二月十七日から効力を生ずる。
平成二十三年十一月三十日
法務大臣 平岡 秀夫
千葉県夷隅郡御宿町長 山形県村山市長
北海道中川郡池田町長
○法務省告示第五百三十号
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、平成二十三年十二月一日から効力を生ずる。
平成二十三年十一月三十日
法務大臣 平岡 秀夫
東京法務局所属 松本光一郎
新潟地方法務局所属 細田美知子
大阪法務局所属 白石 研二
○法務省告示第五百三十一号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
平成二十三年十一月三十日
法務大臣 平岡 秀夫
認証紛争解決事業者の名称及び住所
石川県土地家屋調査士会
石川県金沢市新神田三丁目九番二十七号
認証年月日
平成二十三年十一月九日